

ケース A

(支出が現状程度(17'実績)で推移するケース)

ケースA-①

失業等給付の収支試算

(支出が現状程度(17年度実績)で推移するケース)

(単位:億円)

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
収入	28,978	28,279	22,922	22,922	22,922	22,922	22,922
うち 保険料収入	23,856	24,531	19,036	19,036	19,036	19,036	19,036
うち 失業等給付に係る国庫負担金	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462
支出	16,972	16,972	16,972	16,972	16,972	16,972	16,972
うち 失業等給付費	13,772	13,772	13,772	13,772	13,772	13,772	13,772
差引剰余	12,006	11,307	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950
積立金残高	28,032	39,339	45,289	51,239	57,188	63,138	69,088
弾力倍率	2.98倍	3.89倍	3.92倍	4.35倍	4.79倍	5.22倍	5.65倍

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
保険料率	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
国庫負担金に乗ずる率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(注1) 収入は、18年度予算及び19年度要求を基準として保険料収入及び国庫負担金の増減額を考慮して算出しており、支出は18年度以降17年度実績を固定して計上している。

(注2) 保険料収入は、18年度は予算、19年度以降は1000分の1当たり保険料(19'要求ベース)×保険料率とし、保険料率は19年度以降1.2%と仮定して計算している。

(注3) 失業等給付費は、18年度以降17年度実績を固定して計上している。

(注4) 国庫負担金は、18年度以降17年度実績で固定して計上している。

ケースA-②

失業等給付の収支試算

(支出が現状程度 (17年度実績) で推移するケース)

(単位: 億円)

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
取 入	28,978	28,279	21,191	21,191	21,191	21,191	21,191
うち 保険料収入	23,856	24,531	19,036	19,036	19,036	19,036	19,036
うち 失業等給付に係る国庫負担金	3,462	3,462	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731
支 出	16,972	16,972	16,972	16,972	16,972	16,972	16,972
うち 失業等給付費	13,772	13,772	13,772	13,772	13,772	13,772	13,772
差 引 剰 余	12,006	11,307	4,219	4,219	4,219	4,219	4,219
積 立 金 残 高	28,032	39,339	43,558	47,777	51,996	56,215	60,433
弾 力 倍 率	2.98倍	3.89倍	3.67倍	3.98倍	4.28倍	4.59倍	4.90倍

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
保 険 料 率	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
国庫負担金に乗ずる率	1.00	1.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

(注1) 収入は、18年度予算及び19年度要求を基準として保険料収入及び国庫負担金の増減額を考慮して算出しており、支出は18年度以降17年度実績を固定して計上している。

(注2) 保険料収入は、18年度は予算、19年度以降は1000分の1当たり保険料 (19' 要求ベース) × 保険料率とし、保険料率は19年度以降1.2%と仮定して計算している。

(注3) 失業等給付費は、18年度以降17年度実績を固定して計上している。

(注4) 国庫負担金は、18年度は17年度実績、19年度以降17年度実績×0.5で計算している。

ケース B

(支出が過去5カ年平均(13'~17'平均)で推移するケース)

ケースB-①

失業等給付の収支試算

(支出が過去5カ年平均 (13~17年度) で推移するケース)

(単位：億円)

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
収 入	28,978	28,279	23,115	23,624	23,435	23,249	23,064
うち 保険料収入	23,856	24,531	19,036	18,845	18,657	18,470	18,286
うち 失業等給付に係る国庫負担金	3,462	3,462	3,655	4,354	4,354	4,354	4,354
支 出	16,972	16,972	19,880	21,102	21,102	21,102	21,102
うち 失業等給付費	13,772	13,772	17,444	19,872	19,872	19,872	19,872
差 引 剩 余	12,006	11,307	3,235	2,522	2,334	2,147	1,962
積 立 金 残 高	28,032	39,339	42,574	45,096	47,429	49,576	51,538
弾 力 倍 率	2.98倍	3.89倍	2.74倍	2.44倍	2.55倍	2.64倍	2.73倍

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
保 険 料 率	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
国庫負担金に乗ずる率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

- (注1) 収入は、18年度予算及び19年度要求を基準として保険料収入及び国庫負担金の増減額を考慮して算出しており、支出は18年度は17年度実績、19年度は要求額、20年度以降は13年度から17年度までの平均値を固定して計上している。
- (注2) 保険料収入は、18年度は予算、19年度以降は1000分の1当たり保険料(19'要求ベース)×保険料率とし、①保険料率は19年度以降1.2%、②1000分の1当たり保険料は20年度以降▲1% (=13~17年度実績平均) ずつ減少すると仮定して計算している。
- (注3) 失業等給付費は、18年度は17年度実績、19年度は要求、20年度以降は13年度から17年度までの平均値を固定して計上している。
- (注4) 国庫負担金は、18年度は17年度実績、19年度は要求、20年度以降は13年度から17年度までの平均値を固定して計上している。

ケースB-②

失業等給付の収支試算

(支出が過去5カ年平均 (13~17年度) で推移するケース)

(単位: 億円)

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
収 入	28,978	28,279	21,288	21,447	21,258	21,072	20,887
うち 保険料収入	23,856	24,531	19,036	18,845	18,657	18,470	18,286
うち 失業等給付に係る国庫負担金	3,462	3,462	1,828	2,177	2,177	2,177	2,177
支 出	16,972	16,972	19,880	21,102	21,102	21,102	21,102
うち 失業等給付費	13,772	13,772	17,444	19,872	19,872	19,872	19,872
差 引 剰 余	12,006	11,307	1,407	345	157	▲ 30	▲ 215
積 立 金 残 高	28,032	39,339	40,746	41,091	41,248	41,218	41,003
弾 力 倍 率	2.98倍	3.89倍	2.53倍	2.13倍	2.12倍	2.11倍	2.09倍

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
保 険 料 率	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
国庫負担金に乗ずる率	1.00	1.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

- (注1) 収入は、18年度予算及び19年度要求を基準として保険料収入及び国庫負担金の増減額を考慮して算出しており、支出は18年度は17年度実績、19年度は要求額、20年度以降は13年度から17年度までの平均値を固定して計上している。
- (注2) 保険料収入は、18年度は予算、19年度以降は1000分の1当たり保険料 (19' 要求ベース) × 保険料率とし、①保険料率は19年度以降1.2%、②1000分の1当たり保険料は20年度以降▲1% (≒13~17年度実績平均) ずつ減少すると仮定して計算している。
- (注3) 失業等給付費は、18年度は17年度実績、19年度は要求、20年度以降は13年度から17年度までの平均値を固定して計上している。
- (注4) 国庫負担金は、18年度は17年度実績、19年度は要求×0.5、20年度以降は13年度から17年度までの平均値×0.5で固定して計上している。

ケース B'

(支出が20年度以降過去5カ年平均(ケースB)、22年度以降過去最悪状況(13'実績:ケースC)で推移するケース)

ケースB'-①

失業等給付の収支試算

(支出が過去5カ年平均(ケースB) → 過去最悪状況(13年度実績:ケースC)で推移するケース)

(単位:億円)

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
収入	28,978	28,279	23,115	23,624	23,435	23,979	23,161
うち 保険料収入	23,856	24,531	19,036	18,845	18,657	17,799	16,980
うち 失業等給付に係る国庫負担金	3,462	3,462	3,655	4,354	4,354	5,756	5,756
支出	16,972	16,972	19,880	21,102	21,102	27,275	27,275
うち 失業等給付費	13,772	13,772	17,444	19,872	19,872	26,007	26,007
差引剰余	12,006	11,307	3,235	2,522	2,334	▲ 3,296	▲ 4,114
積立金残高	28,032	39,339	42,574	45,096	47,429	44,133	40,019
弾力倍率	2.98倍	3.89倍	2.74倍	2.44倍	2.55倍	1.60倍	1.41倍

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
保険料率	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
国庫負担金に乗ずる率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(注1) 収入は、18年度予算及び19年度要求を基準として保険料収入及び国庫負担金の増減額を考慮して算出しており、支出は18年度は17年度実績、19年度は要求額、20年度以降はケースB(過去5カ年平均)、22年度以降はケースC(13年度実績)を固定して計上している。

(注2) 保険料収入は、18年度は予算、19年度以降は1000分の1当たり保険料(19'要求ベース)×保険料率とし、①保険料率は19年度以降1.2%、②1000分の1当たり保険料は、20年度以降▲1%(≒13'~17'平均)、22年度以降▲4.6%(過去10カ年最低値)ずつ減少すると仮定して計算している。

(注3) 失業等給付費は、18年度は17年度実績、19年度は要求、20年度以降は13年度実績を固定して計上している。

(注4) 国庫負担金は、18年度は17年度実績、19年度は要求、20年度以降は13年度実績で固定して計上している。

ケースB'-②

失業等給付の収支試算

(支出が過去5カ年平均(ケースB) → 過去最悪状況(13年度実績: ケースC)で推移するケース)

(単位: 億円)

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
収 入	28,978	28,279	21,288	21,447	21,258	21,101	20,283
うち 保険料収入	23,856	24,531	19,036	18,845	18,657	17,799	16,980
うち 失業等給付に係る国庫負担金	3,462	3,462	1,828	2,177	2,177	2,878	2,878
支 出	16,972	16,972	19,880	21,102	21,102	27,275	27,275
うち 失業等給付費	13,772	13,772	17,444	19,872	19,872	26,007	26,007
差 引 剰 余	12,006	11,307	1,407	345	157	▲ 6,174	▲ 6,993
積 立 金 残 高	28,032	39,339	40,746	41,091	41,248	35,074	28,081
弾 力 倍 率	2.98倍	3.89倍	2.53倍	2.13倍	2.12倍	1.14倍	0.84倍

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
保 険 料 率	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
国庫負担金に乗ずる率	1.00	1.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

(注1) 収入は、18年度予算及び19年度要求を基準として保険料収入及び国庫負担金の増減額を考慮して算出しており、支出は18年度は17年度実績、19年度は要求額、20年度以降はケースB(過去5カ年平均)、22年度以降はケースC(13年度実績)を固定して計上している。

(注2) 保険料収入は、18年度は予算、19年度以降は1000分の1当たり保険料(19'要求ベース)×保険料率とし、①保険料率は19年度以降1.2%、②1000分の1当たり保険料は、20年度以降▲1%(≒13'~17'平均)、22年度以降▲4.6%(過去10カ年最低値)ずつ減少すると仮定して計算している。

(注3) 失業等給付費は、18年度は17年度実績、19年度は要求、20年度以降は13年度実績を固定して計上している。

(注4) 国庫負担金は、18年度は17年度実績、19年度は要求額×0.5、20年度以降は13年度実績×0.5で固定して計上している。

ケース C

(支出が過去最悪状況(13'実績)で推移するケース)

ケースC-①

失業等給付の収支試算

(支出が過去最悪状況 (13年度実績) で推移するケース)

(単位: 億円)

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
取 入	28,978	28,279	23,115	24,341	23,506	28,218	27,204
うち 保険料収入	23,856	24,531	19,036	18,160	17,325	22,037	21,023
うち 失業等給付 に係る国庫負担金	3,462	3,462	3,655	5,756	5,756	5,756	5,756
支 出	16,972	16,972	19,880	27,275	27,275	27,275	27,275
うち 失業等給付費	13,772	13,772	17,444	26,007	26,007	26,007	26,007
差 引 剩 余	12,006	11,307	3,235	▲ 2,934	▲ 3,770	943	▲ 71
積 立 金 残 高	28,032	39,339	42,574	39,639	35,869	36,812	36,741
弾 力 倍 率	2.98倍	3.89倍	2.74倍	1.44倍	1.27倍	1.48倍	1.44倍

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
保 險 料 率	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%
国庫負担金に乗ずる率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

- (注1) 収入は、18年度予算及び19年度要求を基準として保険料収入及び国庫負担金の増減額を考慮して算出しており、支出は18年度は17年度実績、19年度は要求額、20年度以降は13年度実績を固定して計上している。
- (注2) 保険料収入は、18年度は予算、19年度以降は1000分の1当たり保険料 (19°要求ベース) × 保険料率とし、①保険料率は19年度以降1.2%、22年度以降1.6%に復帰し、②1000分の1当たり保険料は20年度以降▲4.6% (過去10カ年最低値) ずつ減少すると仮定して計算している。
- (注3) 失業等給付費は、18年度は17年度実績、19年度は要求、20年度以降は13年度実績を固定して計上している。
- (注4) 国庫負担金は、18年度は17年度実績、19年度は要求、20年度以降は13年度実績で固定して計上している。

ケースC-②

失業等給付の収支試算

(支出が過去最悪状況 (13年度実績) で推移するケース)

(単位: 億円)

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
収 入	28,978	28,279	21,288	21,463	20,627	25,340	24,326
うち 保険料収入	23,856	24,531	19,036	18,160	17,325	22,037	21,023
うち 失業等給付 に係る国庫負担金	3,462	3,462	1,828	2,878	2,878	2,878	2,878
支 出	16,972	16,972	19,880	27,275	27,275	27,275	27,275
うち 失業等給付費	13,772	13,772	17,444	26,007	26,007	26,007	26,007
差 引 剩 余	12,006	11,307	1,407	▲ 5,813	▲ 6,648	▲ 1,936	▲ 2,949
積 立 金 残 高	28,032	39,339	40,746	34,933	28,285	26,350	23,401
弾 力 倍 率	2.98倍	3.89倍	2.53倍	1.15倍	0.86倍	0.97倍	0.82倍

	17年度	18年度 (試算)	19年度 (試算)	20年度 (試算)	21年度 (試算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)
保 險 料 率	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%
国庫負担金に乗ずる率	1.00	1.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

- (注1) 収入は、18年度予算及び19年度要求を基準として保険料収入及び国庫負担金の増減額を考慮して算出しており、支出は18年度は17年度実績、19年度は要求額、20年度以降は13年度実績を固定して計上している。
- (注2) 保険料収入は、18年度は予算、19年度以降は1000分の1当たり保険料 (19° 要求ベース) × 保険料率とし、①保険料率は19年度以降1.2%、22年度以降1.6%に復帰し、②1000分の1当たり保険料は20年度以降▲4.6% (過去10カ年最低値) ずつ減少すると仮定して計算している。
- (注3) 失業等給付費は、18年度は17年度実績、19年度は要求、20年度以降は13年度実績を固定して計上している。
- (注4) 国庫負担金は、18年度は17年度実績、19年度は要求額×0.5、20年度以降は13年度実績×0.5で固定して計上している。

特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－
(平成17年11月21日 財政制度等審議会報告)(抄)

Ⅱ 各特別会計の見直しの方向

(4) 労働保険特別会計

② 現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組も進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。

行政改革の重要方針(抄)

平成17年12月24日
閣議決定

3 特別会計改革

④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

※ 特別会計整理合理化計画骨子(平成17年12月21日 自由民主党行政改革推進本部特別会計改革委員会)と同文。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)(抄)

(労働保険特別会計に係る見直し)

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担(失業等給付に係るものに限る。)の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について
(平成18年6月14日 財政制度等審議会報告)(抄)

Ⅱ. 各歳出分野における中期的な歳出改革方策

2. 社会保障

(3) 雇用

雇用については、特別会計改革の観点から、雇用保険三事業(雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業)の見直しを進めてきた。更に、「行政改革推進法」において、雇用保険の国庫負担(失業等給付に係るものに限る。)の在り方については、廃止を含めて検討するものとされた。

この特別会計改革の趣旨を踏まえ、雇用保険制度の根幹である失業等給付が、被用者のみを対象とする労使の共同連帯による保険制度であることを考えれば、平成19年度予算編成において国庫負担の廃止を含めた在り方の見直しを行うべきである。

また、雇用保険三事業についても、失業等給付の抑制に資する観点から、事業の在り方そのものについても抜本的な見直しを行う必要がある。

なお、雇用対策については、引き続き、雇用のミスマッチが依然として大きい若年者対策や雇用情勢の地域差の改善、更には、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなり得るような環境整備など、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確保等を図っていく必要がある。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

平成18年7月7日

閣議決定

別紙

社会保障

<雇用>

- ・ 失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況(積立金2.5兆円)にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。

平成19年度予算の編成等に関する建議

(平成18年11月22日 財政制度等審議会) 抜粋

Ⅱ 各論

1. 社会保障

(2) 雇用関係

雇用情勢については、厳しさが残るものの、改善が進んでいる。しかしながら、若年者を中心に雇用のミスマッチが依然として大きく、多くのフリーターや無業者が存在している。また、雇用情勢には地域間の格差や非正規雇用の割合の増加がみられる。

更に、高齢者や女性などがそれぞれの状況に応じた多様な働き方を実現できるような環境整備が重要となっている。また、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなりうるような多様な働き方を実現できるような環境整備が重要となっている。

これらの問題については、企業や地域の主体的な取組みが求められるとともに、雇用対策としては、多様な働き方や円滑な労働移動の実現による就業機会の確保等を図っていく必要がある。

雇用保険については、労使の共同連帯による保険制度であるとの基本的考え方や主要先進国との比較を踏まえれば、現行の国庫負担の在り方は抜本的な見直しが必要であり、「基本方針2006」等では、保険給付に係る国庫負担について「廃止を含む見直しを行う」とされたところである。雇用情勢が極端に悪化した場合に、必要な保険給付をいかに確保するかという観点を踏まえる必要がある一方で、我が国財政の極めて厳しい状況や現在の雇用保険財政の状況に照らせば、保険給付に係る国庫負担については、平成19年度予算編成において廃止を念頭に、特別会計改革や歳出・歳入一体改革の趣旨に沿って、その在り方にまで遡った抜本的な改革を行うべきである。

また、雇用保険3事業については、財政規律について厳しい指摘があったことを十分に踏まえ、平成19年度予算編成においては、失業の予防と雇用の安定等の観点から実施されるものであるとの原点に立ち返り、「行政改革推進法」等における特別会計改革の趣旨に沿って、雇用福祉事業の廃止を含め、個々の事業の在り方そのものについて抜本的な見直しを行う必要がある。